

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認千葉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

| | |
|-------------------------------|------|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 27 件 |
| 国民年金関係 | 9 件 |
| 厚生年金関係 | 18 件 |
| (2)年金記録の訂正を不要と判断したもの | 45 件 |
| 国民年金関係 | 20 件 |
| 厚生年金関係 | 25 件 |

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年7月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年7月から53年3月まで

私は、老後のことを考え、夫や知人と相談し、昭和52年3月ごろ、A町役場（現在は、B市役所）で国民年金の任意加入手続を行い、国民年金保険料は、滞ることなく信用金庫か郵便局から納付していたのに、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和52年4月に申立人が任意加入したことにより払い出されたことが確認でき、その時点において、申立期間は国民年金保険料を現年度納付することが可能な期間である。

また、申立期間は9か月と短期間である上、申立人は、国民年金に任意加入し、第3号被保険者となるまでの期間、申立期間を除き99か月の長期にわたり保険料を納付していることを踏まえると、申立期間の保険料を納付していたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和62年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年5月から61年3月まで
② 昭和62年8月

申立期間①については、私が会社を辞めた昭和56年5月に、妻が市役所で国民健康保険の手続を行った際、職員の指導により国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は妻の分と一緒に納付していたはずである。

申立期間②については、妻の分は納付済みとされているのに私の分だけが1か月未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人の妻が申立人の分と合わせて国民年金保険料を納付していたとすると、申立期間②において申立人の妻の保険料は納付済みとなっている上、申立人は、申立期間②の前後の期間における保険料は納付済みとなっていることから、申立期間②については、申立人の妻が自身の保険料と合わせて納付したと考えるのが自然である。

一方、申立期間①については、オンライン記録によると、申立人は会社を退職した昭和56年4月の時点において厚生年金保険に272か月加入していることが確認でき、当時の厚生年金保険法に規定する老齢又は退職を支給事由とする年金給付の受給資格要件を満たしていることから、厚生年金保険の資格を喪失した同年5月1日から61年3月までは国民年金の任意加入対象者となる上、申立人が所持する年金手帳の「国民年金の記録(1)」欄には61年4月1日強制と記載され、オンライン記録と一致することを踏まえると、申立期間①は国民年金に未加入の期間であり、制度上、保険料を納付することはできない期間である。

また、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立期間①において申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間①の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和62年8月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和54年4月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年1月から53年3月まで
② 昭和54年4月から55年3月まで

私は、国民年金の加入手続をしたところ、A市役所から未納分の国民年金保険料をさかのぼって納付できるという通知が届いたので、市役所に行き、渡された納付書で10万円から20万円を一度に納付した記憶がある。その後は、集金人等に納付したはずであり、昭和44年1月から53年3月までの期間及び54年4月から55年3月までの期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、申立人は国民年金の加入手続を行った際、過去の国民年金保険料の未納分10万円から20万円くらいをさかのぼって納付したと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和55年6月に社会保険事務所（当時）からA市に払い出されており、特殊台帳には、第3回特例納付により36か月分の保険料14万4,000円が同年6月に納付されたことが記載されている上、昭和53年度分の保険料も過年度納付していることが確認でき、申立人の主張する納付金額は、これら特例納付による保険料額、53年度の過年度保険料額及び申立期間②の保険料額の合計額21万6,360円とおおむね一致している。

また、申立期間②は12か月と短期間である上、前後の期間は納付済みであり、申立人の夫も納付済みであることから、申立期間②の保険料は納付されていたと考えるのが自然である。

一方、申立期間①については、第3回特例納付において納付に必要な金

額は 58 万 8,000 円となることから、申立人が納付したと主張する金額とは大きく相違する。

また、申立人から提出された義父の昭和 54 年分の確定申告書では、55 年 6 月以降に申立人が納付した保険料の納付は確認できないため、申立期間①の納付を示す関連資料として有効とは認められず、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことを示す関連資料及び周辺事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 54 年 4 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年4月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年4月から55年3月まで

私は、昭和52年6月末に会社を退職してすぐに国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付し続けてきた。申立期間は昭和54年3月に結婚してすぐにA市の実家からB市に転居した期間なので、納付書が届いていなければ保険料を納付していないかもしれないが、実家に納付書が届いていれば実家から連絡があり保険料を納付していたと思うので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B市が保管する国民年金被保険者名簿によれば、申立期間に係る昭和54年度の国民年金保険料は同年4月に前納されていることが確認できる。

また、申立期間は12か月と短期間であり、申立人は申立期間の前後の年度の保険料を前納している上、申立期間を除き保険料はすべて納付していることから、申立人の納付意識の高さがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年8月及び同年9月並びに59年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年8月及び同年9月
② 昭和59年2月

私は、昭和55年1月から62年2月まで、A（職種）として、短期間の任期を繰り返す働き方をしていた。採用当初はA（職種）には厚生年金保険の適用は無かったため、国民年金保険料を納付し続けていたが、後に厚生年金保険が適用になり、2年間さかのぼって加入手続きがなされ、納付していた国民年金保険料が還付されたが、厚生年金保険に未加入であった期間の保険料まで還付されてしまい、3か月間の被保険者記録が消されてしまったので、国民年金の記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者期間については、B事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、昭和59年6月11日付けで、57年5月1日資格取得及び同年6月5日資格喪失、同年6月20日資格取得及び58年8月13日資格喪失、同年10月31日資格取得及び59年2月20日資格喪失、同年3月15日資格取得の記録がさかのぼって届け出られていることが確認できる。

一方、オンライン記録及び特殊台帳により、申立人は、昭和57年5月1日に国民年金の被保険者資格を喪失したことにより、同年5月から59年3月までの国民年金保険料12万7,380円を同年10月8日に還付されたことが確認できる。

申立期間①及び②については、厚生年金保険にも国民年金にも未加入の期間とされているが、これは、申立人が厚生年金保険の被保険者資格をさ

かのぼって取得した際に、行政側が実際の厚生年金保険被保険者期間をよく確認せずに、国民年金の資格喪失手続を行ったものと考えられ、厚生年金保険の被保険者となっていない申立期間①及び②の納付済みの保険料についてまで還付する合理的な理由は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年1月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年1月から49年3月まで

私は、昭和48年1月から同年9月までの期間及び49年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料の領収証書を所持しているが、社会保険事務所（当時）に照会したところ、「52年に国民年金被保険者資格の取消しを行ったことが判明したので、保険料を還付する。」との回答を受け取った。私は、資格を喪失する手続を行った記憶は無く、保険料を確かに納付しているので還付するのではなく納付済期間として認めてほしい。

また、昭和48年10月から同年12月までの期間については、領収証書を所持していないが、その前後の期間と同じく納付していたはずなので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間のうち、昭和48年1月から同年9月までの期間及び49年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料の領収証書を所持しているが、特殊台帳の記録により、48年1月1日にいったん国民年金の被保険者資格を再取得したものの、52年に資格取得が取り消されたことが確認できることから、申立期間については未加入期間であるとして、平成21年11月16日付けで保険料の還付決議が行われている。

しかしながら、上記特殊台帳には、昭和49年1月12日付けでA市への住所変更が届け出られていること、及び48年1月から同年9月までの保険料を納付したことが記録されており、申立人は、同年1月時点では独身であり、他の被用者年金制度には加入していないことから、当該資格取得の

取消処理に合理的な理由は認められない。

また、申立人が所持する国民年金手帳には、昭和49年1月12日にB県C郡D町（現在は、E市）からA市に住所変更したことが記載されており、D町では旧姓で、A市では結婚後の姓で納付書が発行されていることから、申立人が申立期間に係る資格取得、住所変更及び氏名変更の手続を行ったことが推認できる。

さらに、申立期間のうち、昭和48年10月から同年12月までの期間については、3か月と短期間であり、申立人は前後の期間の領収証書を所持していることから、当該期間についても同様に保険料を納付していたものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年12月から37年3月までの期間及び43年7月から45年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年12月から37年3月まで
② 昭和43年7月から45年12月まで

私は、申立期間①については、区役所で国民年金印紙を買って国民年金保険料を納付していた。申立期間②については、A社会保険事務所(当時)に記録照会したところ、一括で納付して領収証書もあるのに未納とされており、その後、厚生年金保険との重複加入との説明で還付されたが、B社会保険事務所(当時)では還付理由は時効後納付によるものと説明された。これらの申立期間を未納とされていることは納付できないので、納付済みとしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は昭和47年1月に第1回特例納付制度を利用して、42年2月から43年3月までの期間の保険料を特例納付するなど納付意識の高さがうかがえるが、仮に申立期間である36年12月から37年3月までが未納であったならば、先に申立期間が特例納付の対象となる上、申立期間の前後は納付済みで4か月と短期間であり、申立人の夫も納付済みであることを踏まえると、納付していたものとするのが自然である。

2 申立期間②については、申立人の保管している納付書・領収証書は、昭和43年7月から46年3月までが一括して作成され、48年4月25日の領収印が押されており、45年10月から同年12月までの分が納付の時効となる48年1月31日の納付期限を過ぎているが、社会保険事務所(当

時)は還付処理を行っておらず、申立人の記録照会に対し、既に時効が到来していた分を含め43年7月から45年12月までの分を平成21年7月27日に還付決議し、納付期限を過ぎていなかった46年1月から同年3月までの分については納付記録の追加処理を行った。

しかし、行政の不手際により、申立期間の保険料は長期間国庫歳入金として扱われていたことから、単に現行法を適用して還付手続を行い、未納とすることは信義則に反する。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和54年1月から同年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年1月から同年7月まで
② 昭和55年12月から60年8月まで

私の母が、昭和46年4月に私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料の納付をしてきたのに、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人が昭和47年9月から48年10月まで厚生年金保険に加入していたことから、重複納付された国民年金保険料を誤過納として平成18年8月に還付されているが、当初は昭和46年4月から53年12月まで継続して保険料を納付している記録とされており、申立期間①は当初記録されていた期間と連続する期間である上、7か月と短期間であり、現年度納付ができる期間であることから納付していたものと考えられる。

2 申立期間②については、オンライン記録によると申立人は昭和55年12月11日に厚生年金保険の資格を喪失した後は、国民年金に加入した形跡は無く未加入の期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資

料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和54年1月から同年7月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

千葉国民年金 事案 2812

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年4月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年4月から39年3月まで

私は、昭和28年からA事業所に住み込みで働き、当時給与は小遣い程度だったが、勤務先で国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行ってくれ、また、結婚後も納付してくれていたのに申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の前後の国民年金保険料は納付済みとなっている上、申立期間は12か月と短期間である。

また、国民年金の加入手続及び保険料を納付してくれていたと主張する勤務先の2代目の社長の納付記録には未納期間が無い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 36 年 2 月 2 日から同年 4 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社B支店における資格取得日に係る記録を同年 2 月 2 日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を 2 万 2,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 9 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 28 年 9 月 25 日から 29 年 3 月 1 日まで
② 昭和 30 年 9 月 1 日から 34 年 4 月 1 日まで
③ 昭和 36 年 2 月 2 日から同年 4 月 1 日まで

私は、申立期間①については、高等学校の先輩に誘われて、昭和 28 年 9 月 25 日からA社C出張所において、D（作業）をしていた。申立期間②については、A社の下請けであるE社の社長に誘われて同社に転職することになり、前職の勤務が終了した後の待機期間を経て昭和 30 年 9 月 1 日から同社に勤務し、D（作業）とF（作業）の仕事をしていた。申立期間③については、A社G支店から同社B支店に転勤となったが、同社B支店管轄のH出張所においてD（作業）とF（作業）の仕事をしていた。申立期間において厚生年金保険の被保険者記録が欠落していることは納得できないので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間③について、雇用保険の加入記録及び申立人から提出された昭和 36 年 7 月 10 日付けの履歴書から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（同社G支店から同社B支店に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、上記履歴書により、昭和 36 年 2 月にA社

B支店管轄のH出張所勤務との記載が確認できることから、同年2月2日とすることが妥当である。

また、当該期間の標準報酬月額については、昭和36年4月の申立人のA社B支店に係る社会保険事務所（当時）の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当時の関係資料が残っていないため確認できないと回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

2 申立期間①について、元同僚の証言及び申立人から提出された履歴書により、申立人は、申立期間①においてA社C出張所に勤務していたことは推認できる。

しかし、当該元同僚は、「申立人は、A社C出張所の現地採用者であり、現地採用者は必ずしも厚生年金保険に加入していたわけではない。」と証言しており、申立人自身も同社C出張所における現地採用者であったことを認めている。

また、当該事業所は、昭和28年11月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることから、申立期間①のうち同日より前の期間は、厚生年金保険の適用事業所となる前の期間である。

さらに、A社は、「当時の関係資料は残っていない。」と回答しており、申立人の申立期間①当時の厚生年金保険の加入状況及び保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間①における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

3 申立期間②については、申立人から提出された履歴書により、申立人は、E社に勤務していたことは推認できる。

しかし、E社は、昭和34年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることから、申立期間②は、厚生年金保険の適用事業所になる前の期間である。

また、申立人が氏名を挙げた複数の元同僚は、死亡又は連絡先不明のため、申立人の申立期間②当時の勤務実態について確認できない。

さらに、E社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間②当時の関係資料の所在が不明であることから、申立人の申立期間②当時の厚生年金保険の加入状況及び保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間②における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和43年6月17日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年6月17日から同年10月1日まで

私は、昭和43年6月17日にA社に入社し、平成21年9月29日に退社するまで継続して勤務した。

同社における厚生年金保険の被保険者資格取得日が、昭和43年10月1日とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社が申立人に発行した在籍証明書及び当該事業所から提出された職員経歴簿により、申立人は、昭和43年6月17日に当該事業所に入社し、申立期間を含めて平成21年9月29日まで継続して勤務していたことが認められる。

また、当該事業所の総務部長は、「当社では、入社時に厚生年金保険に加入させている。」と供述しているところ、申立人とほぼ同時期に厚生年金保険の被保険者資格を取得した7名のうち、入社日の記憶が曖昧な1名を除く6名が、入社日と資格取得日が同一であることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和43年10月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人と同時期に入社した複数の元同僚は入社日と資格取得日が同一であることから、申立人についても入社日に資格取得した旨の届出を提出し保険料を納付したと主張するが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA事業所における資格取得日は、昭和49年10月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、5万6,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年10月1日から同年11月1日

私は、昭和48年5月25日にA事業所B（施設）に3人の同僚とともに勤務し、B（施設）の研修カリキュラムの一環として、49年10月から50年3月までの6か月間、A事業所C（施設）において研修を行ったが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が欠落している。研修が49年10月に開始されたことは間違いないので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された申立人に係る健康保険厚生年金保険資格取得確認、標準報酬月額決定通知書（昭和49年11月22日社会保険事務所（当時）受付）の記載により、申立人の資格取得年月日は、49年10月1日であることが確認できることから、事業主は、申立人が同日に当該事業所における厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の上記健康保険厚生年金資格取得確認、標準報酬月額決定通知書の記録から、5万6,000円とすることが妥当である。

千葉厚生年金 事案 2440

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和52年9月29日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年9月29日から同年10月1日まで

私は、昭和49年11月にA社からC社に出向し、52年9月29日にA社へ帰任したが、A社の厚生年金保険の被保険者資格取得日が同年10月1日となっているので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された辞令の写し及び従業員カードから判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（昭和52年9月29日にC社からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和52年10月の社会保険事務所（当時）の記録から、22万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和36年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月10日から同年7月1日まで
私は、昭和36年2月から同年8月末日までA社に継続して勤務し、同年7月に同社B本社から同社C支店に転勤したが、転勤前の申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

元同僚の証言及び申立人から提出された同期入社元同僚との集合写真から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（同社本社から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、上記元同僚の証言及び本人の供述から、昭和36年7月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本社における昭和36年3月の社会保険事務所（当時）の記録から、9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に廃業し、当時の事業主は死亡しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 5 月 10 日から 41 年 12 月 29 日まで
私は、厚生年金保険被保険者記録に昭和 42 年 4 月 24 日支給と記録されている脱退手当金について、受給した記憶が無いので調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、脱退手当金の支給決定日（昭和 42 年 4 月 24 日）より前の 42 年 3 月 15 日から同年 4 月 15 日まで A 社において、また、支給決定日から 7 日後の 42 年 5 月 1 日から 44 年 6 月 1 日まで B 社において厚生年金保険に加入しており、脱退手当金の支給対象となっている C 社を退職した後も、引き続き勤務する意思を有していたと認められることから、申立人本人が脱退手当金の受給を申請したとは考え難い。

また、C 社の元事業主は、当時の状況について、資料は既に破棄しているので不明としていることから、当該事業所の厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の氏名が記載されているページの前後 10 ページで、申立人の資格喪失日前後 2 年以内に資格を喪失している女子被保険者 52 名について脱退手当金の受給状況の調査をしたところ、脱退手当金受給可能者 33 名のうち脱退手当金を受給している者は 6 名となっていることから、事業主が代理請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を昭和58年2月1日に、資格喪失日に係る記録を59年4月1日にそれぞれ訂正し、申立期間の標準報酬月額を10万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年2月1日から59年4月1日まで

私は、昭和58年2月から同年5月末日までA事業所B課に、また、同年6月から59年3月末日までA事業所C（施設）に臨時職員として勤務していた。

勤務時間は正規職員と同一であったので、社会保険は適用されていたと思うし、当時、私と同じ臨時職員であった元同僚の中には、厚生年金保険の加入記録がある者もいるので、私の厚生年金保険の加入記録が無いことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が保管する辞令伺、初任給決定調書及びA事業所職員録などから、申立人は申立期間において当該事業所に継続して勤務していたことが確認できる。

また、当該事業所は、申立期間について、「申立人は、臨時職員として勤務していたことが認められる。勤務時間は正規職員と同一であり、社会保険に加入させる取扱いをしていた。」と回答している上、オンライン記録により、申立人が氏名を挙げた複数の元同僚のほぼ全員が、臨時職員として勤務していた期間について厚生年金保険に加入していることが確認できる。

これらのことから判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間において申立人と同じく臨時職員であった複数の元同僚の記録から、10万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、資格の取得及び喪失のいずれの機会においても、社会保険事務所（当時）が申立人に係る記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の取得及び喪失に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和58年2月から59年3月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和32年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年3月20日から同年4月1日まで

私は、昭和32年2月21日にA社に入社し、平成13年6月22日に退社するまで継続して勤務したが、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が欠落しているので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持するA社の陳述書及び同社親睦会会員名簿から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（昭和32年4月1日に同社B工場から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和32年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書を提出の上、申立人の資格喪失日を誤って昭和32年3月20日と届け出たことを認めていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社B事業所における資格取得日は昭和47年12月1日、資格喪失日は50年6月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和47年12月から48年6月までは5万2,000円、同年7月から49年7月までは7万2,000円、同年8月から50年5月までは8万6,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年12月1日から50年6月1日まで

私は、昭和45年3月からC社に勤務し、同じ勤務場所において50年5月末までチーフとして勤務した。同社は47年12月1日に組織変更があったようだが、このことは社員には知らされておらず、詳細については私も承知していない。同年12月1日から50年6月1日まではA社B事業所において厚生年金保険の適用を受けたものと思われるが、この期間において厚生年金保険の加入記録が無いことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、申立人から提出されたテレビに出演したときの写真及び元同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間においてA社B事業所に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者証の記号番号は「*-*」であるが、A社B事業所に係る厚生年金保険被保険者原票において、厚生年金保険被保険者証の記号番号が「*-**」と異なるものの、申立人の旧姓と同姓同名で生年月日が一致し、申立期間と同じく昭和47年12月1日資格取得、50年6月1日資格喪失となっている記録がある。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者証の記号番号は「*-*」であ

るが、当時、事業主は資格取得届に厚生年金保険被保険者証を添付し届け出ることとされていたことから、事業主による届け出に誤りがあったとは考え難く、社会保険事務所（当時）が厚生年金保険被保険者原票を作成するに際して、厚生年金保険被保険者証の記号番号を誤って「*-* *」と記載したものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人と同姓同名で厚生年金保険被保険者証の記号番号のみ異なる厚生年金保険被保険者原票の記録は、申立人に係る記録であると認められ、事業主は、申立人が昭和47年12月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、50年6月1日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社B事業所の申立人の旧姓と同姓同名で生年月日が一致する厚生年金保険被保険者原票の記録から、昭和47年12月から48年6月までは5万2,000円、同年7月から49年7月までは7万2,000円、同年8月から50年5月までは8万6,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B店における資格取得日に係る記録を昭和35年10月29日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年10月29日から36年1月1日まで

申立期間については、新店舗開設に当たりA社C支店から同社B店に異動した期間であり、この期間も厚生年金保険料を給与から控除されていたと思うので、調査をお願いする。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社の一部門を分離して設立された分割会社であるD社から提出された人事記録及び元同僚の証言から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（同社C支店から同社B店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、当時の同僚の供述により、昭和35年10月29日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B店における昭和36年1月の社会保険事務所（当時）の記録から、9,000円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録によれば、A社B店は、申立期間においては厚生年金保険の適用事業所としての記録は無いが、同社は法人事業所であり、複数の元同僚の証言により、同社B店には申立期間当時、5人以上の従業員が常時勤務していたことが確認できることから、当時の厚生年金

保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと認められる。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、申立人の申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社B支社C支店における資格喪失日は平成8年6月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、59万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年4月1日から同年6月1日まで

私は、昭和53年4月1日にA社に入社して以降、平成17年11月5日に退職するまで約27年間継続して勤務していた。8年6月1日に同社B支社C支店から同社D支店に転勤し、申立期間についても厚生年金保険料を控除されていたはずなのに、厚生年金保険に未加入とされているので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、A社から提出された在籍証明書、E健康保険組合の加入記録及び企業年金連合会の厚生年金基金に係る回答から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（平成8年6月1日に同社B支社C支店から同社D支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、E健康保険組合は、「申立期間当時、被保険者の資格の取得及び喪失の届出は複写式が使用され、社会保険事務所（当時）にも同じ書類を提出していた。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が平成8年6月1日に同社B支社C支店の資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における申立期間前後の平成8年3月及び同年6月の社会保険事務所の記録から、59万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和20年2月20日から23年10月2日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（昭和22年にB社に名称変更）における資格取得日に係る記録を20年2月20日に、資格喪失日に係る記録を23年10月2日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を20年2月及び同年3月は160円、同年4月から21年9月までは180円、同年10月から22年3月までは570円、同年4月から23年7月までは600円、同年8月及び同年9月は900円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生年月日 : 明治36年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和17年6月1日から23年10月2日まで

私の父は、昭和15年9月9日から23年10月1日までA社に勤務し、その間にいくつかの転勤もしたが、17年6月1日から23年10月2日までの期間が、労働者年金保険、厚生年金保険被保険者期間と認められないと社会保険事務所（当時）から回答を受けた。申立期間について被保険者期間であることを認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の二男が、死亡した申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された個人別及び事業所別の社員名簿から、申立人は昭和15年9月9日にA社C本社に正社員として入社し、23年10月1日まで同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立期間のうち、申立人が海外勤務を終えて帰国した昭和20年2月20日から23年10月2日までの期間については、事業主は国内で勤務している正社員は厚生年金保険に加入させることが当然であると回答している上、同年1月の上記事業所別の社員名簿において、申立人と同じく

B社D出張所勤務と記載されている従業員は、そのほぼすべてが同社E営業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和20年2月20日から23年10月2日までの期間において、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、事業主から提出された申立人の社員名簿に記載されている給与の記録から判断すると、昭和20年2月及び同年3月は160円、同年4月から21年9月までは180円、同年10月から22年3月までは570円、同年4月から23年7月までは600円、同年8月及び同年9月は900円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届も提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても、社会保険事務所は当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の取得及び喪失に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和20年2月から23年9月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和17年6月1日から19年9月30日までの期間についてはA社は労働者年金保険に加入しておらず、B社が厚生年金保険に加入したのは、昭和19年6月1日（保険料徴収は同年10月から）であることから、当該期間は、適用事業所として保険料の控除が始まる前の期間である上、申立人が保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できない。

また、申立期間のうち、昭和19年10月1日から20年2月19日までの期間については、申立人は海外に赴任中であるところ、B社は、海外に赴任中で帰国前の正社員については、厚生年金保険料を給与から控除していたかは不明と回答しており、申立人が保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺資料は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間のうち、昭和17年6月1日から20年2月19日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成元年10月1日から同年11月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年10月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年1月11日から同年11月1日まで

私は、平成元年1月からA社に勤務し、そのときから厚生年金保険の被保険者となっていると思っていたが、加入記録は同年11月からとなっている。納得できないので、調査の上、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

元同僚の証言、雇用保険の加入記録及び申立人が提出したA社の身分証明書から、申立人は申立期間において同社に勤務していたことが推認できる。

また、申立人の当該事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得日は、平成元年11月1日となっているところ、申立人は、当該事業所のものとして事業所名及び支給年月日の記載が無い7枚の給料明細書を保有しているが、そのうち2枚については当時の事務担当者の訂正印が押されていることが確認できる上、元同僚の証言から、当該給料明細書は当該事業所のものであると推認でき、当該7枚の給料明細書のうち、3枚に記載されているそれぞれの厚生年金保険料については、同年12月までに適用されていた厚生年金保険料率に基づき算出された額と一致しており、残りの4枚に記載されているそれぞれの厚生年金保険料については、2年1月以降に適用された厚生年金保険料率に基づき算出された額とほぼ一致（控除額の4か月のうち2か月分、12,870円が12,780円と記載されている。）している。

なお、申立人は、オンライン記録上、平成元年 11 月 1 日付けで被保険者資格を取得していることから、申立人が同年 11 月及び同年 12 月の 2 か月分の給料明細書を所有していても不自然ではないことからすると、今回同年 12 月までの厚生年金保険料率に基づき算出された額と一致した保険料が控除されている給料明細書と判断された 3 枚のうち、1 枚については申立期間に属するものと推認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間のうち、平成元年 10 月 1 日から同年 11 月 1 日までの期間について厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人の保有する給料明細書の厚生年金保険料控除額から、18 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業主は、申立期間当時の関連資料が無いことから、保険料を納付したか否か不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、平成元年 1 月 11 日から同年 10 月 1 日までの期間について、上記給料明細書から当該期間の厚生年金保険料が事業主から控除されていたとは特定できず、当該事業主は、「申立人については、覚えていない。厚生年金保険については、担当が行っており、当時の資料はもう無いので分からない。」と証言している。

また、元同僚は、「当時、常用の B（職種）は 15 名程度いた。」と証言しているところ、事業主は、「当時、B（職種）で厚生年金保険に加入していた者は少なかった。」と証言しており、オンライン記録においても平成元年 11 月における厚生年金保険の加入者は 4 名（そのうち、B（職種）は申立人を含め 2 名。）であることが確認でき、A 社では、申立期間当時、従業員の厚生年金保険への加入及びその時期については、個別に判断されていたと考えられる。

さらに、上記同僚以外の元同僚については、当該事業所での厚生年金保険の加入記録が無いことや所在が不明な上、当時の事務担当者については病床についており聴取することができず、申立期間当時の厚生年金保険の加入状況や保険料の控除等について確認することができない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成9年12月1日から10年4月30日までの期間については、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の当該期間の標準報酬月額の記録を24万円に訂正することが必要である。

また、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、平成10年5月30日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、平成10年4月の標準報酬月額については28万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和44年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成9年12月1日から10年4月30日まで
② 平成10年4月30日から同年5月30日まで

申立期間①について、私の標準報酬月額が、知らないうちに24万円から9万2,000円に引き下げられているので、当該期間の標準報酬月額を正しい額に戻してほしい。

また、私は、平成10年5月29日までA社に勤務していたので、申立期間②を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成9年12月から10年3月までは24万円と記録されていたが、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成10年5月1日以降の同年7月15日付けで、申立人の標準報酬月額の記録が、9年12月から10年3月までの期間については、24万円から9万2,000円に遡^{そきゆう}及して訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような処理を行う合理的

理由は見当たらない。

また、申立人は、当該事業所の履歴事項全部証明書により役員でなかったことが確認できる上、元事業主は、「申立人は、部署が違うので社会保険事務にはかかわっていなかった。」と供述していることから、申立人は、当該遡及訂正処理に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額記録訂正は有効なものとは認められず、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額記録から、24 万円に訂正することが必要である。

- 2 申立期間②については、B健康保険組合及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は申立期間②当時、A社に継続して勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録により、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成10年5月1日以降の同年7月16日付けで、同年4月30日にさかのぼって申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失処理が行われている上、同年7月15日にも同年4月の標準報酬月額の改定（24万円から28万円へ改定）が取り消されていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような処理を行う合理的理由は見当たらない。

さらに、申立人は、当該事業所の履歴事項全部証明書により役員でなかったことが確認できる上、元事業主は、「申立人は、部署が違うので社会保険事務にはかかわっていなかった。」と証言していることから、申立人は、当該遡及訂正処理に関与していないと認められる。

加えて、A社は法人事業所であり、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日の平成10年5月1日において、複数の元同僚も勤務していたと供述していることから、適用事業所としての要件を満たしていたと考えられる上、B健康保険組合は当該事業所が適用事業所でなくなった日は同年5月30日と回答していることから、当該事業所の適用事業所でなくなった日を同年5月1日とする処理を行う合理的理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人の資格喪失処理に係る記録は有効なものとは認められず、申立人の資格喪失日は、平成10年5月30日であると認められる。

また、申立期間②に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額記録から、28万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社が承継）における資格取得日に係る記録を昭和36年2月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年2月25日から同年4月1日まで

私は、昭和35年2月8日から41年7月28日までC区D町にあったA社に勤務し、終始、厚生年金保険に加入していたはずであるが、同社E工場へ一時的に異動した後の36年2月25日から同年4月1日までの期間が未加入となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る雇用保険の加入記録及び複数の元同僚の証言から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（同社E工場から同社本社へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、昭和36年1月5日に申立人と共にA社E工場へ異動した者及び業務応援のため派遣された者は、「一緒にE工場へ赴いた申立人を含む4人から5人全員が、36年2月下旬にA社に戻り、間を置くことなく同社の職場に復帰した。」とそれぞれ供述していることから、同年2月25日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和36年4月の申立人のA社に係る社会保険事務所（当時）の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かに

については、B社は、「当時の記録が無いため、申立人の申立てどおりの資格取得の届出、保険料の控除及び納付を行ったか否かは不明である。」と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を平成10年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を38万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年10月31日から同年11月1日まで

私は、A事業所を平成10年10月31日付けで離職したが、厚生年金保険の記録では、同年10月が厚生年金保険の被保険者となっていない。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書、事業主回答及び雇用保険の加入記録から、申立人はA事業所に平成10年10月31日まで勤務していたことが確認できる。

また、申立人の当該事業所に係る平成10年10月度の給与明細書において厚生年金保険料が控除されていることが確認できる上、申立人が保有していた健康保険厚生年金保険資格等取得・喪失連絡票（国民健康保険加入時に使用）には「喪失 平成10年11月1日 退職 平成10年10月31日」との記載が確認できる上、当該事業所の証明がされていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人がA事業所に平成10年10月31日まで勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の標準報酬月額については、申立人が保有していた平成10年10月度の給与明細書の給与総支給額から、38万円とすることが妥当

である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を平成 10 年 11 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年 10 月 31 日と記録することは考え難いことから、事業主が、同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 10 月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は、昭和49年8月26日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、12万6,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年5月18日から同年8月26日まで

私は、A社に昭和49年8月25日まで勤務し、厚生年金保険料を給与から控除されていたのに、同年5月18日で厚生年金保険の被保険者資格が喪失とされていることは納得できない。保管している給料支払明細書により保険料の控除が確認できるので、申立期間について記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び申立人から提出されたA社に係る給料支払明細書により、申立人が申立期間において当該事業所に継続して勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は厚生年金保険の被保険者資格を昭和49年5月18日に喪失していることが記録されているが、当該名簿には当該事業所の定時決定処理が同年8月8日に完了し、申立人に係る同年10月1日からの標準報酬月額の決定までが記載されており、事業主が申立人の算定基礎届を行ったことが確認できることから、届出時において申立人は当該事業所に在籍していたにもかかわらず、事業主が同年5月18日に申立人の資格喪失の届出を行ったとは考え難い。

また、昭和48年から50年の3年間において、4月から9月までの期間中に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した元同僚11名について、資格

喪失と算定基礎届の提出状況を調査した結果、8月以前の資格喪失者は当該年度の算定基礎届が提出されておらず、8月以降の資格喪失者は当該年度の算定基礎届が提出されている上、申立人の雇用保険の離職日は49年8月25日として届出されていることから、事業主は被保険者の算定基礎届及び資格喪失届について、適正に届け出ていることが推認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）が、申立人について、昭和49年5月18日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由はなく、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、当該事業所における申立人の資格喪失日は、雇用保険の離職日の翌日である、同年8月26日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与支払明細書の保険料控除額から、12万6,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）本社における資格取得日に係る記録を昭和38年11月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和12年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和38年11月21日から39年3月11日まで
私は、昭和31年3月26日にA社に入社し、途中転勤はあったものの、平成9年6月20日に定年退職するまで継続して勤務していたが、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いことは納得できないので、調査して記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する給与明細票、異動に関する辞令及びB社から提出された人事記録から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（昭和38年11月21日に同社C営業所から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和38年12月の申立人のA社に係る給与明細票及び39年3月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から42年3月まで

私は、中学校を卒業してから、住民票は実家のある市から異動しないままA（地名）で働いていた。私が20歳になり、昭和36年4月に母が市役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたのに未加入とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年4月に申立人の母が、申立人の国民年金の加入手続を行ったと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の任意加入者の資格取得日から43年6月ごろに払い出され、同時期に加入手続が行われたものと推認されることから、36年4月に加入手続を行ったとする申立人の主張と相違している。

また、手帳記号番号が払い出される以前の期間である申立期間は、国民年金に未加入の期間であり、制度上、国民年金保険料を納付できない期間である上、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間は72か月と長期間である上、申立人の国民年金の加入手続及び保険料を納付したとする申立人の母は既に亡くなっていることから、当時の状況について証言を得られず、国民年金の加入手続及び保険料の納付状況が不明である。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 1 月から同年 2 月までの期間及び同年 6 月から同年 11 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 63 年 1 月から同年 2 月まで
② 昭和 63 年 6 月から同年 11 月まで

私は、昭和 63 年 1 月に退職し、すぐに区役所の出張所で国民年金の加入手続を行った。同年 3 月から同年 5 月まで厚生年金保険に加入したが、その後もすぐに国民年金の加入手続を行った。短期間でも忘れず加入手続を行っており、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職後、速やかに国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付したと主張するところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿から平成 5 年 2 月 5 日以降に払い出されていることが確認でき、払出しの時点で申立期間①及び②は時効により保険料を納付することができない。

また、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、オンライン記録によると、申立期間①及び②の被保険者資格の記録は平成 13 年 9 月 18 日に追加で処理されており、この処理が行われるまでは、申立期間は、国民年金に未加入の期間であったことが確認できる。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年4月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和33年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和55年4月から57年3月まで

私は、昭和55年4月から57年3月まで、亡くなった父が経営していた会社で2年間働いた。その当時、私が知らない間に父が私の国民年金の加入手続と国民年金保険料の納付をしてくれたとのことである。母がお金を準備して父が保険料の納付をしてくれたにもかかわらず、申立期間が未加入とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、大学卒業後、父の経営する会社に勤務している期間中、申立人の父が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれたと主張するところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿から、平成2年6月以降にA市に払い出された番号の一つであることが確認でき、オンライン記録によると、申立人は3年2月に厚生年金保険の資格を喪失したことに伴い、国民年金の資格を取得しており、国民年金の加入手続は同年2月以降に行われたものと推認できることから、被保険者資格を取得する以前である申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である。

また、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、関与したとする申立人の父は既に亡くなっており、国民年金の加入手続及び保険料の納付状況等は不明である。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料

(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年3月から55年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年3月から55年4月まで

私は、申立期間当時、勤務先の会社が社会保険に未加入であったので、自分で国民年金に加入した。国民年金保険料は郵送されてきた納付書を持って市役所に行き、窓口で2回か3回に分けて納付した。保険料を納付したのに、未加入とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、国民年金に加入し国民年金保険料を納付したと申述しているが、申立人が所持する年金手帳の「国民年金の記録(1)」欄には、平成15年3月21日に被保険者となっていることが記載され、当該取得日はオンライン記録とも一致しており、申立期間において加入手続を行ったとする形跡は見当たらないことから、当該取得日以前である申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、保険料を納付することはできない期間である。

また、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、国民年金に加入した後に郵送されてきた保険料の納付書の様式は、毎月納付及び一括納付のいずれも可能なものであったと申述しているところ、申立期間当時、A市における納付書は、3か月分ずつを納付する納付書であったことが確認でき、申立人の申述内容と相違している。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から48年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から48年11月まで
私は、A県の会社で働いていた昭和45年ごろ、町役場で国民年金に加入し、国民年金保険料を納付してきた。申立期間について未加入とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年ごろ町役場で国民年金に加入し、国民年金保険料を納付したと主張するところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿から53年6月に払い出されていることが確認でき、同時期、国民年金の加入手続が行われたものと推認されることから、20歳となった45年*月ごろ加入手続を行ったとする申立人の主張と相違する上、国民年金被保険者名簿によると、申立人は、厚生年金保険を喪失した53年4月2日に初めて国民年金の資格を取得していることが確認でき、オンライン記録とも一致することから、当該資格を取得する以前である申立期間は、国民年金に未加入の期間であり、制度上、保険料を納付することはできない期間である。

また、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年10月から48年1月までの期間及び49年5月から50年4月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年10月から48年1月まで
② 昭和49年5月から50年4月まで

私は、平成4年7月にA県B市（現在は、C市）に転居してから5年5月までの間にB市役所D支所（当時）で申立期間にかかる国民年金保険料を納付したのに未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は平成4年7月にB市に転居してから5年5月までの間にB市役所D支所で申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したと主張しているところ、転居前のA県E市の国民年金被保険者名簿には、昭和47年6月から50年4月までの期間が厚生年金保険被保険者期間と記載されているところ、申立期間①及び②は、平成8年1月に厚生年金保険被保険者記録から新たに国民年金の被保険者資格記録を追加及び訂正したことにより生じた国民年金の未納期間であり、申立人が納付したと主張する時点では、申立期間①及び②は、国民年金に未加入の期間であったことが確認できる。

また、申立人に、さかのぼって納付したとする保険料額についての記憶は無く、納付状況等が不明である。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年12月から5年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和45年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成2年12月から5年5月まで

私は、A市で国民年金に加入したときに、平成2年12月から5年5月までの国民年金保険料を分割で納付したと記憶しているので、納付記録を確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する年金手帳には、国民年金手帳記号番号の記載が無く、厚生年金保険の記号番号が基礎年金番号となっており、平成9年3月に申立人の国民年金被保険者の資格が7年3月にさかのぼって取得されていることから、申立人の国民年金の加入手続は9年3月にA市で行われたと推認できる。

また、A市の保管する申立人の国民年金被保険者名簿によると、申立人が初めて国民年金の被保険者資格を取得した日が平成7年3月1日と記載されていることが確認でき、オンライン記録とも一致していることから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない期間である。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人は申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料納付についての記憶が曖昧であり、納付状況等が不明である上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から44年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から44年10月まで

私は、昭和31年1月1日から47年10月30日までは、親族が経営する店に勤めており、36年に経営者が国民年金の加入手続をしてくれ、給与の中から国民年金保険料を納付していたと聞いている。申立期間が未加入とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、親族である勤務先の経営者が昭和36年に国民年金の加入手続を行い、給与の中から保険料を納付していたと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は48年2月8日に社会保険事務所（当時）からA市に払い出されており、前後の被保険者の資格取得日から、同年2月から同年4月までの期間に申立人の国民年金の加入手続が行われたことが推認できる上、申立人の国民年金被保険者台帳には、被保険者資格の取得日が47年10月30日と記録されており、オンライン記録とも一致することから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、保険料を納付することはできない期間である。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は保険料納付に関与しておらず、申立人の加入手続及び保険料納付を行ったとする親族の経営者は既に亡くなっているため、申立期間の納付状況等は不明である上、保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成10年9月から12年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和53年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成10年9月から12年2月まで

私は、平成10年4月に国民年金に加入し、A県B町役場（現在は、C市D支所）で国民年金保険料を同年8月までは納付したが、その後は、学生免除制度を活用した。14年3月に就職する際、E役場で10年から14年までの未納分の保険料額を確認し、父と相談して、「就職祝い」として全額を納付したのに未納とされていることは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間は学生免除申請をしており、平成14年3月にE町役場で未納額を確認して全額納付したと主張しているところ、オンライン記録によれば、申立人は12年4月から14年3月までの学生納付特例申請が行われ、その期間の保険料を15年3月31日に追納したことが記録されている。

また、申立期間は学生納付特例制度開始前の期間である上、未納期間であり、申立人が納付したとする平成14年3月の時点では、申立期間の保険料の大半は時効により納付することはできない。

さらに、申立期間は平成9年1月の基礎年金番号導入後の期間であり、国民年金保険料の収納事務の電算化が図られた後である上、14年4月以降は保険料収納事務が国に一元化されており、年金記録事務における事務処理の機械化が一層促進されたことを踏まえると記録の過誤は考え難い。

加えて、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 7 月から 55 年 3 月までの期間及び同年 4 月から 61 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 7 月から 55 年 3 月まで
② 昭和 55 年 4 月から 61 年 3 月まで

私は、昭和 55 年 4 月に大学を卒業後、家業を引き継ぐために帰郷したときに、母が市役所で国民年金の加入手続を行い、大学生時代の 20 歳から 2 年間の国民年金保険料をさかのぼって納付してきたと聞いている。現住所に両親と同居し、保険料の納付については両親に任せていたが、私の保険料だけを納付しない訳はない。その後は、61 年の結婚を契機に近所に転居し、保険料は自動引落しで納付してきたのに申立期間が未加入及び未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 61 年 1 月 21 日に A 市に払い出された番号の一つであり、前後の手帳記号番号の国民年金任意加入者及び第 3 号被保険者の資格取得日から、申立人は同年 3 月ごろに国民年金の加入手続を行い、このとき 55 年 4 月 1 日にさかのぼって国民年金被保険者の資格を取得したことが推認できるが、この時点では、申立期間のうち 58 年 12 月以前の国民年金保険料は時効により納付することはできない。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間の保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付を行ったとする申立人の母は詳しいことを覚えていないため、申立期間の納付方法、納付場所、納付額など具

体的な納付状況等が不明である。

加えて、申立期間は21か月及び72か月と長期間であり、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年7月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年7月から3年3月まで

私は、20歳のころA県の実家から短期大学に通っていたが、国民年金保険料を納付するようにとの郵便物が届いた。学生なのに保険料を納付することを不思議に思ったが、将来の年金受給額が減らないようにと思い、両親と相談の上、私のアルバイト代で確実に保険料を納付した。国民年金の加入手続は詳細には覚えていないが、送られてきた納付書で請求された何万円かを、おそらくB町役場で、私か母が納付したはずであり、申立期間が未加入とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する年金手帳は、厚生年金保険の資格を取得した平成3年4月1日に発行されたものであり、国民年金の記号番号の記載は無く、「国民年金の記録」欄には、11年6月1日に国民年金の被保険者資格を取得した旨記載があり、オンライン記録と一致していることから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、保険料を納付することはできない期間である。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間に係る加入手続、年金手帳の交付の有無、保険料の納付額及び納付方法について申立人から具体的な申述が得られず、申立人の母も記憶が不鮮明なため申立期間の納付状況等は不明である上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年10月から10年3月までの期間及び11年4月から同年7月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年10月から10年3月まで
② 平成11年4月から同年7月まで

私は、年金のことが気になり母に確認したところ、母が平成12年ごろに、A市役所で8年10月から11年7月までのうち、免除期間を除いた期間の国民年金保険料を一括して納付してくれたとのことであるのに、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母は、平成12年秋ごろに申立期間①及び②の国民年金保険料として64万円をA市役所で一括して納付したと主張しているが、その時点では、申立期間①は時効により保険料を納付することができない期間である上、A市役所では、「当時、市役所本庁で過年度納付書を発行することはあったが、過去4年分もさかのぼって発行するようなことはない。」と回答しており、申立人の母の主張と相違している。

また、申立人の母が一括して納付したと主張する保険料の金額は、申立期間の保険料を納付するのに必要な金額とは大きく異なっている。

さらに、申立人の母は、平成12年に一括して保険料を納付した後は、毎月保険料を納付していたと述べているが、オンライン記録により、申立期間直後の11年8月から14年3月までの期間の保険料を13年9月17日に一括して納付したことが確認でき、申立人の母の一括納付の記憶は、当該期間に係るものである可能性も考えられる。

加えて、申立人の母が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年 11 月から 5 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年 11 月から 5 年 9 月まで

私は、A 市か B 市へ転居したときに、市役所で住所変更を行った際、国民年金にも加入することを勧められ、国民年金保険料として 30 万円近くを納付したのに、申立期間が未加入期間とされていることは納得できないので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が現在所持する 2 冊の年金手帳には、いずれも国民年金手帳記号番号及び国民年金の資格記録が記載されておらず、オンライン記録と一致していることから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない期間である。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、A 市及び B 市において、申立人に対し、申立期間の保険料を納付する前提となる国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続、保険料を納付した時期及び場所についての記憶が明確ではなく、申立期間に係る保険料の納付状況等が不明である上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年6月から49年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年6月から49年2月まで

私は、昭和48年7月2日にA社に入社した際、祖父に勧められ、会社から健康保険被保険者証をもらうまでは国民年金に加入することにし、祖母に同行しB市役所で加入手続を行い、同年6月から49年2月までの国民年金保険料を祖母がB市役所の窓口で納付したのを記憶している。海外研修から帰国した数か月後に会社から健康保険被保険者証が発行されたので、国民年金の資格喪失手続をしており、A社での厚生年金保険の被保険者期間と重複している可能性があるため、申立期間の厚生年金保険の加入が確認できないのであれば、国民年金の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している年金手帳には、初めて国民年金の被保険者となった日が昭和51年4月1日と記載されており、その資格記録とオンライン記録の資格記録とが一致していることから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない期間である。

また、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立期間の保険料を納付する前提となるB市において別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与していない上、申立期間の加入手続及び保険料の納付を行ったとする申立人の祖母は既に亡くなっているため、申立期間の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料

(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年11月から39年3月までの期間及び40年4月から42年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年11月から39年3月まで
② 昭和40年4月から42年3月まで

私は、昭和36年11月に国民年金の加入手続を行い、1か月当たり100円の国民年金保険料を、2か月から3か月ごとにまとめて集金人に納付していたはずであり、同年11月から39年3月までの保険料が未納とされていることは納得できない。また、40年4月から42年3月についても、夫婦一緒に納付し、夫が納付済みとなっているにもかかわらず、私は未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年11月に国民年金の加入手続を行い、1か月当たり100円の国民年金保険料を、2か月から3か月ごとにまとめて集金人に納付していたと主張するところ、申立人の国民年金手帳記号番号払出日及び被保険者名簿に記載された取得届受付日より、申立人が国民年金の加入手続を行ったのは42年9月ごろと推認でき、この時点までは、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、集金人に対して保険料を納付することはできない期間である上、被保険者名簿には同年4月から同年12月までの保険料を同年11月1日に一括で納付していることが確認でき、申立人の主張と相違している。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料

(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 2828 (事案 680 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年5月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年5月から47年3月まで

私は、国民年金保険料の納付記録について社会保険事務所(当時)に照会申出書を提出したところ、納付事実が確認できなかったとの回答があった。しかし、昭和40年5月から44年11月までは、A(地名)にあった郵便局で毎月月初めに納付しており、また、同年12月から47年3月まではB区役所で納付していたので申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人は、申立期間当時、国民年金の加入手続及び国民年金手帳を所持していた記憶は無く、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)も無く、申立人が主張している申立期間の納付状況は、当時の申立人の住所地の区での保険料納付方法と齟齬があり、不自然と考えられる上、申立人の国民年金手帳記号番号払出日からすると、申立期間の一部は時効により納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき平成20年10月22日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人からは、保険料の納付を示す新たな資料の提出は無く、当初の申立てと同趣旨の主張であるため、これは当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年3月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年3月から45年3月まで

私が20歳になったときに、当時勤務していた店の店主が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたはずであり、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、当時勤務していた店の店主が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたと主張するところ、店主の妻は、「店では、給与から国民年金保険料を控除していなかった。」と証言しており、申立人の主張と相違している。

また、申立人の前後の任意加入者の資格取得日及び申立人が所持する国民年金手帳の発行日より、申立人が国民年金の加入手続を行ったのは昭和45年3月ごろと推認でき、同時点で申立期間のうち、42年12月以前の保険料は、時効により納付することができない。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 4 月から同年 6 月までの期間及び平成 2 年 7 月から同年 9 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 61 年 4 月から同年 6 月まで
② 平成 2 年 7 月から同年 9 月まで

私は、転職する際に、年金記録に漏れが無いように国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してきた。申立期間についても、納付する金額が少額であったので、当時の A 銀行 B 支店から預金を引き出して、同銀行等で納付書に現金を添えて一括納付したのに未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 61 年 4 月にそれまで勤務していた会社を退職したので、国民年金の加入手続をし、その後に勤務した会社を退職した平成 2 年 7 月にも加入手続をしたと主張しているところ、申立人には国民年金手帳記号番号は払い出されておらず、厚生年金保険の記号番号が基礎年金番号となっており、申立人の所持する年金手帳の「国民年金の記録（1）」欄には、国民年金の被保険者資格を取得したのは 9 年 2 月 1 日と記載されていることから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない期間である。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が保険料を納付したとする銀行では、当時申立人が納付書に現金を添えて納付を行ったかの確認は、書類の保存期限を過ぎておりできないと回答している上、申立人が申立期間の保険料を納付していたこ

とを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年1月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年1月から57年3月まで

私は、20歳になったときにA市役所から国民年金加入の知らせが届いたので、夫がA市役所B出張所で加入手続をして国民年金保険料の納付をしていてくれたはずであり、申立期間が未加入とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和57年3月15日にC市に払い出された番号の一つであり、年金手帳の記載及びオンライン記録から、申立人は同年4月30日に国民年金に任意加入していることが確認できることから、申立期間は任意未加入の期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない期間である。

また、申立人は、申立人の夫が昭和47年1月ごろにA市役所B出張所で国民年金の加入手続を行ったと主張しているところ、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人の夫が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年4月から62年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年4月から62年3月まで

私は、昭和63年2月28日ごろにA市役所に行き、厚生年金保険から国民年金へ切替手続きをしようとしたところ、「あなたは、学生の期間は国民年金に加入していなかったため、その分の国民年金保険料を納付していただかないと国民年金へ切替手続きはできません。」と言われ、母が改めて市役所に確認したが、同様の回答であったため、市役所で国民年金の加入手続きを取り、加入した日の61年4月1日の押印と、切り替えた日の63年2月28日の押印のある年金手帳をもらい、12か月分の保険料をまとめて納付したにもかかわらず、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人が所持する年金手帳の「初めて上記被保険者となった日」及び「国民年金の記録(1)」の欄に、それぞれ昭和63年2月28日と61年4月1日の2つの日付印が押されていることが、国民年金に同年4月から加入している証拠であると主張しているところ、同年4月1日の日付は、年金手帳が交付された時点ではシールで隠されていたものを、申立人がはがしたために年金手帳に記載されることとなったものであり、申立人が同年4月1日に国民年金に加入した根拠とはならない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の第3号被保険者の記録より、申立人が国民年金の加入手続きを行ったのは昭和63年3月ごろと推認できるが、申立人の国民年金手帳記号番号は、61年5月にB社会保険事務所(当時)からA市に払い出されたうちの一つであり、同年4月から第3号被保険者制度が創設され、制度開始時期と国民年金手帳記号番号の払

出日は近接しており、A市に確認したところ、「あらかじめ61年4月1日と押印していた可能性がかなり高いと思われる。」と回答している。

さらに、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、保険料を納付することはできない期間である上、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、労働者年金保険被保険者として労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 17 年 6 月 1 日から 18 年 2 月 1 日まで
② 昭和 18 年 2 月 1 日から 19 年 5 月まで

私は、申立期間①については、昭和 16 年 12 月から 18 年 2 月 1 日まで A 社に B (職種) として勤務していた。申立期間②については、C 社が設立され、A 社の一部も C 社に合併され、19 年 5 月まで B (職種) として同社に勤務していた。これらの期間を労働者年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A 社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿において、申立人が、昭和 17 年 1 月 6 日に資格取得、18 年 2 月 1 日に資格喪失していることが確認できること、及び申立期間②については、申立人と同様に同年 2 月 1 日に A 社において資格喪失し、C 社において資格取得している者が複数名確認できることから、申立期間において、申立人が A 社及び C 社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人は、「申立期間①及び②において、B (職種) だった。」と供述しているところ、労働者年金保険法の適用対象は、工員等の男子筋肉労働者のみが適用対象とされ、一般職員及び女子は適用対象から除外されており、申立人は、労働者年金保険法の適用対象でなかったものと考えられる。

また、A 社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿において、申立人の「労働者年金保険ノ記号番號」欄は空欄である上、労働者年金保険の「資格取得年月日」欄も空欄であることから、申立人は、健康保険のみに加入していたものと考えられる。

さらに、A社及びC社は、申立期間当時の関係資料が保存されていないことから、申立期間当時の労働者年金保険の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間における労働者年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が労働者年金保険被保険者として、申立期間に係る労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 11 月 8 日から 60 年 11 月 16 日まで
私は、A社の求人広告をみて応募し、1年間のアルバイトとして採用された。年金手帳にA社の厚生年金保険の記載があるので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人は、申立期間において、A社に勤務していたことは確認できる。

しかし、A社は、「申立期間当時の厚生年金保険の加入状況について、社内及び健康保険組合等を調査したが、確認できない。」と回答しており、申立人の厚生年金保険の加入状況について確認できない。

また、申立人が氏名を挙げた元同僚2名は、当該事業所の厚生年金保険の加入記録が無い上、そのうち1名は、「当該事業所では、社会保険への加入は選択制であった。私は、社会保険に加入していない。」と供述している。

さらに、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

なお、申立人が所持する年金手帳の「厚生年金保険の記録」欄に会社名と所在地のゴム印があり、申立期間に厚生年金保険に加入していたとの記載があることについて、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から4名を抽出し、そのうち2名から回答を得たが、いずれも年金手帳に申立人と同様の記載は無く、申立期間当時、当該事業所において厚生年金保険への加入状況を証明する事務処理を慣行的に行っていたとは認められないことから、当該記載について厚生年金保険の加入履歴であるか否

か判断できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年2月25日から34年1月5日まで
私は、昭和27年10月から35年11月14日まで、A社又はB社のいずれかのC支店に継続して勤務していたのに、厚生年金保険の被保険者期間に空白があることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

元同僚の供述により、申立人は、申立期間において、A社C支店に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人と同様に、A社から名称変更したB社（申立人がA社C支店の資格を喪失した後に勤務）が厚生年金保険の適用事業所になった昭和34年1月5日に資格取得している元同僚4名のうち、申立人と同様にA社から継続して勤務している2名は、申立人と同様、申立期間に被保険者期間の欠落が確認できる。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により所在の確認できた5名のうち4名から回答を得たが、自身の当該事業所における厚生年金保険の資格喪失日について、全員が、「オンライン記録どおりで間違いは無い。」と供述している。

加えて、A社及びB社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、関係資料が保存されていない上、事業主は既に死亡していることから、申立期間当時の厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 2458

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年8月10日から28年2月5日まで
私は、申立期間にA社に勤務していたが、この期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が氏名を挙げた元同僚の証言により、申立人は、申立期間にA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、上記元同僚及び申立期間に当該事業所に在籍していた元同僚の供述並びにA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、元同僚二人は入社から約1年半から2年後に、当該事業所における厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

これらのことから判断すると、申立期間当時、当該事業所は、従業員を入社後すぐには厚生年金保険に加入させない取扱いをしていたことがうかがえる。

また、A社は、申立期間当時の資料が無いと回答していることから、当時の勤務実態を確認できない。

さらに、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9月生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年5月から41年4月まで

私は、昭和40年5月から41年4月までの給与が、6万円であったのに、標準報酬月額がその額よりも低くなっているので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料控除額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間の標準報酬月額については、申立人から提出された昭和40年8月分の給与支払明細書により、申立人に対して申立期間当時6万円の報酬月額が支給されているものの、保険料の控除額は標準報酬月額5万2,000円に見合う金額であることが確認でき、オンライン記録の標準報酬月額と同額であることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における申立てどおりの厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立に係る標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 2460

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 3 月 15 日から 48 年 7 月 21 日まで
私は、A社において加入していた厚生年金保険について、脱退手当金が支給されていると社会保険事務所（当時）から説明されたが、そのような一時金を請求した覚えも受取った覚えも全くないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B年金事務所が保管する申立期間に係る脱退手当金裁定請求書には、申立人の当時の住所が記載され、脱退手当金計算書等の関係書類には「隔地払」の押印があり、支払決定通知書を当該住所地に送付し、近隣の指定金融機関に提示して受給する扱いであったことが推認できる上、A社を管轄し脱退手当金を裁定した社会保険事務所では、「脱退手当金決定並びに支出伺」を作成して決裁を得るなど、適正な裁定手続が行われていることが確認できる。

また、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿の申立人の氏名は、旧姓から新姓に変更されており、備考欄には「52/6」の記載があることから、昭和 52 年 6 月ごろに氏名変更の処理が行われたと考えられ、申立期間の脱退手当金が同年 7 月 1 日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に併せて氏名変更が行われたと考えるのが自然である。

さらに、A社の厚生年金保険被保険者名簿の申立人記載欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかにも脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 60 年 12 月 1 日から 61 年 6 月 2 日まで
② 昭和 63 年 9 月 1 日から同年 12 月 1 日まで

私は、申立期間①については、A郡B町（現在は、C市）にあったD社に正社員のE（職種）として勤務し、申立期間②については、C市にあったF社で正社員として勤務していたので、両期間が共に厚生年金保険の未加入期間とされていることは納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、D社の事業主の回答により、申立人が申立期間①において同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、D社は、オンライン記録により、平成4年9月24日に厚生年金保険の新規適用事業所となったことが確認でき、申立期間①においては適用事業所ではない。

また、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②については、F社の事業主の回答及び複数の元同僚の証言により、申立人が申立期間②において同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、F社の事業主は、「当時、試用期間が3か月ぐらいあり、申立人は3か月で退社したため、厚生年金保険には加入させなかった。」と回答している。

また、申立期間②当時の申立人の上司及び申立人にF社を紹介した者も、「申立人は3か月で退社したので、試用期間中であり厚生年金保険

には加入していなかったと思う。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間②における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 8 月から 39 年 3 月まで

私は、昭和 35 年 8 月に A 社 B 事業所に季節労働者として採用され、C 氏の班に所属し、引き続き契約を更新しながら県内 3 か所で働いた。申立期間当時の A 社は、しっかりとした会社だったのに、勤務した期間が厚生年金保険の被保険者とされていないことは納得できないので記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間において A 社 B 事業所、同社 D 事業所及び同社 E 事業所に勤務した。」と主張しているが、同社の後継会社である F 社は、「人事記録、在籍記録に申立人の氏名は無く、申立人が申立期間当時勤務していたことは確認できない。」と回答している。

また、申立人は、C 氏の班に所属していたと供述しているが、申立期間当時の A 社の社員であった複数の元同僚は、「C 氏は A 社の請負人であり、その班の従事者は、A 社と直接の雇用関係は無く、厚生年金保険に加入していなかった。」と供述している。

さらに、申立人が氏名を挙げた元同僚のうち連絡が取れた二人は、「申立人と同じく C 氏の班に所属していたが、A 社における厚生年金保険の加入記録は無い。」と供述している。

加えて、オンライン記録において、A 社 E 事業所という適用事業所は確認できない上、A 社、同社 B 事業所及び同社 D 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に申立人の氏名は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 7 月 2 日から同年 12 月 1 日まで
私は、A社に昭和 48 年 7 月 2 日に入社し、50 年 5 月末に退職するまで継続して勤務し、厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間について被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の証言から判断すると、申立人が申立期間当時、A社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所が厚生年金保険の新規適用事業所となったのは昭和 48 年 10 月 1 日であり、申立期間のうち同日前の期間は厚生年金保険の適用事業所ではない。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、当該事業所が厚生年金保険の新規適用事業所となった同日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している者が 7 名確認でき、このうち連絡が取れた 3 名は、「同日に資格取得している 7 名は、定期採用の事務系の正社員であるが、同年 12 月 1 日に資格取得している 10 名は、不定期採用の現地スタッフであり、正社員とは賃金体系その他の待遇で差があった。」と供述している。

そして、上記被保険者名簿によれば、昭和 48 年 12 月 1 日に被保険者資格を取得している者が申立人のほかに 9 名確認でき、このうち連絡が取れた 2 名は、「申立人と同時期に現地スタッフとして採用されたが、当該事業所は、入社当時の海外研修期間を含め試用期間があり、その間は厚生年金保険には加入していなかったと思う。」と供述している。

さらに、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている

上、当時の事業主も所在不明のため、厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び供述を得ることはできない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 2464

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 5 月 25 日から 47 年 3 月 15 日まで

昭和 35 年 5 月から 47 年 3 月まで、A社B支社において嘱託契約によるC（職種）をしていた。給与は出来高による歩合制として毎月支給され、給与明細書から厚生年金保険の保険料が控除されていた覚えがあるので、当該事業所における厚生年金保険の加入記録が全く無いとする年金事務所の回答に納得できない。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の証言により、申立人が申立期間においてA社B支社において嘱託契約により勤務していたことは推認できる。

しかし、申立期間において一緒に嘱託契約により勤務していた元同僚は、「当該事業所で歩合制であった者は、嘱託契約により勤務していた者であり、会社とは出来高払いの契約があるだけで、保険や年金についてはすべて個人で納付しなければならなかった。私も保険、年金などすべて自分で納付していた。」と供述しているところ、当該元同僚に係るオンライン記録によると昭和 35 年 10 月 1 日に国民年金被保険者資格を強制で取得し、36 年 4 月から当該事業所に勤務していた期間を含め、62 年 5 月までの国民年金保険料を納付していることが確認できる。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

さらに、申立人は、申立人の国民年金手帳の写しから、申立期間中の昭和 39 年 4 月から 41 年 3 月までの 2 年間の保険料について、第 3 回特例納付制度を利用し、54 年 9 月に特例納付をしていること、申立期間中の 42 年 4 月から 45 年 3 月まで申請免除を行っていること、及び申立期間を含

む同年4月から59年3月まで国民年金保険料を納付していることが確認できる。

加えて、当該事業所の後継会社であるD社の事業主は、「申立期間当時の人事記録等の関連資料は保管しておらず、雇用実態は不明である。」と回答していることから、申立期間当時の厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年1月1日から32年12月31日まで
私は、昭和26年1月1日から32年12月31日まで、A事業所（現在は、B事業所）に勤務しており、給与から厚生年金保険料が控除されていたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が氏名を挙げた元同僚の証言により、申立人が申立期間にA事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録において、A事業所は厚生年金保険の適用事業所として確認できない。

また、C（業種）が厚生年金保険の適用事業所に追加されたのは昭和28年9月1日であることから、それ以前は、A事業所で厚生年金保険の被保険者となることはできない。

さらに、D（機関）は、「申立期間当時、A事業所が厚生年金保険の適用事業所であった記録は無い。」と回答している上、上記元同僚も、「A事業所は厚生年金保険でなく、E共済組合である。」と供述している。

加えて、E共済組合は、申立人について、「共済組合の組合員として確認できない。また、加入していたとしても、昭和36年4月1日以前に退職して組合員加入期間が短いことから、退職一時金で精算済みとなるケースである。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 4 月から 35 年 10 月まで

私は、A社が所有しているB丸に2回乗船したが、最初に乗船した昭和 34 年 4 月から 35 年 10 月までの船員保険の加入記録が全く無いことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の証言により、勤務期間は特定できないが、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人は船員手帳を所持していない上、当該事業所は昭和 36 年 9 月 1 日に船員保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の関係資料の所在は不明であることから、申立人の申立期間当時の船員保険料の控除について確認することができない。

また、A社に係る船員保険被保険者名簿において、申立期間に申立人の氏名は無く、被保険者証整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 4 月 1 日から 63 年 5 月 1 日まで
私は、A社において昭和 61 年 4 月 1 日から 63 年 4 月末まで勤務していたのに、厚生年金保険の加入記録が全く無いことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の加入記録がB社において確認できるところ、申立人から提出のあったA社の事業主の名刺から当該事業所とB社は関連会社であると確認できることから、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は既に適用事業所ではなくなっている上、事業主は死亡しており、申立期間当時の関係資料の所在は不明であることから、申立期間当時の厚生年金保険の加入状況について確認できない。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿により、申立期間に被保険者資格を有する7人のうち、死亡している事業主夫婦以外の5人に照会したところ、3人から回答を得たが、申立人の申立期間当時の勤務実態について確認できない。

さらに、A社の申立期間に係る事業所別被保険者名簿において申立期間に申立人の氏名は無く、被保険者整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 3 月 1 日から 48 年 6 月 1 日まで
私は、昭和 47 年 3 月から A 社に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録照会回答票では、48 年 6 月から 1 か月間しか納付記録が無いので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の供述により、申立人が申立期間に A 社に勤務していたことは推認できる。

しかし、当該事業所が新規に厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 48 年 6 月 1 日であり、申立期間は適用事業所になる前の期間である上、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人は、当該事業所が適用事業所になった同日に資格を取得していることが確認できる。

また、申立人は事業所名及び支給年月日が不明な英語記載のレシート状の給与明細書を 17 枚提出しているが、「Social Wel.」（社会保険料控除）の記載があるのは 1 枚のみである上、その給与明細書は「June」と記載があり、オンライン記録により、申立人が昭和 48 年 6 月の 1 か月だけ厚生年金保険の被保険者記録が確認できることと符合する。

さらに事業主は所在が不明であり、当時の同僚からも申立人の勤務実態について確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年5月26日から同年7月1日まで

私は、A社に平成9年5月26日から勤務したが、厚生年金保険の納付記録が平成9年7月1日からになっており、厚生年金保険の未加入期間が発生しているので厚生年金保険の被保険者記録を確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録により、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録により、A社は、申立期間後の平成9年7月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることから、申立期間は厚生年金保険の適用事業所になる前の期間である。

また、オンライン記録によると、A社の厚生年金保険被保険者は申立人のみであり、申立人は、「自分以外に従業員は二人いたが、氏名及び連絡先は不明である。」と供述していることから、元同僚を特定できず、聞き取り調査を行うことができないことから、申立期間当時の厚生年金保険の加入状況について確認できない。

さらに、事業主から回答を得ることはできず、当時の賃金台帳及び源泉徴収票等の所在が不明であることから、申立期間当時の厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 2470

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 5 月ごろから 33 年 6 月ごろまで
私は、A社に昭和 32 年 5 月ごろ入社し、33 年 6 月ごろ仕事に左手を負傷して退職するまで継続して勤務していた。社会保険事務所（当時）から、当該期間は厚生年金保険の被保険者期間として認められないとの回答を受けたが、納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社において厚生年金保険被保険者資格を有する複数の元同僚の証言等から、勤務期間は特定できないが、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所は、既に適用事業所ではなくなっており、当該事業所の元役員は、「当時の関係資料等はない。」と回答していることから、申立期間当時の厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、上記元同僚のうち4人は、「申立期間当時の当該事業所における従業員数は30人から40人であった。」とそれぞれ供述するところ、申立期間における当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において確認できる被保険者数は26人から27人であることから、申立期間当時、当該事業所において、従業員全員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番はない。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年10月から32年6月まで
② 昭和33年3月から同年10月まで
③ 昭和34年4月から同年10月まで
④ 昭和35年11月から36年1月まで

私は、昭和31年10月ごろから32年6月ごろまでA社B工場で下請会社の社員としてC（職種）として働いていた。33年3月ごろから同年10月ごろまではD（地名）に所在していたE社でF（作業）をしていた。34年4月ごろから同年10月ごろまではG社H工場のI（作業）をしていた。35年11月ごろから36年1月ごろまではJ県のK（地名）でL（作業）をしていた。私はこれらの期間について間違いなく働いていた。社会保険事務所（当時）において私の年金記録を見つけて貰えなかったので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、実際に働いていた現場と仕事については記憶しているが、勤務期間と所属する事業所については記憶が曖昧で、申立人の各申立期間の事業所を特定することができない。

また、申立期間①から③については、その前後の期間で申立人の厚生年金保険の被保険者加入記録があるM事業所及びN社の元同僚にも調査を行ったが、連絡の取れた元同僚は、「申立人が挙げた仕事をM事業所で請け負ったことも、申立人と一緒に仕事をした記憶も無い。」と供述している上、同じく、申立人の厚生年金保険の加入記録があるO社の元同僚は、「退職後に申立人と一緒にP事業所においてA社の仕事をした。」と供述しているが、申立人には、P事業所の記憶が無い上、P事業所に係る健康

保険厚生年金保険被保険者名簿に両人の氏名は見当たらない。

さらに、申立期間④については、「L（作業）は民宿に半年近く泊まり込みだった。」と申立人は供述しているが、当該期間について、昭和 35 年 11 月ごろから 36 年 1 月ごろまで勤務していたとする主張とは勤務期間の幅に齟齬^{そご}があり、記憶が曖昧である。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年11月1日から33年7月1日まで

私は、昭和26年4月10日から37年1月31日まで、A事業所（現在は、B事業所）に勤務しており、在職期間中は共済年金に加入していると思っていた上、厚生年金保険に加入していたことも知らなかった。厚生年金保険の脱退手当金を請求した記憶は無いので、脱退手当金を受給したとされることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立人が記載されているページとその前後5ページに記載されている女性の被保険者のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日である昭和33年7月1日の前1年と当該事業所が適用事業所ではなくなった34年4月1日までに資格喪失した66人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、当該事業所を退職後に、他の事業所で厚生年金保険に加入した10人を除く56人が、6か月以内に脱退手当金が支給されている上、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険の資格喪失日から約3か月後の昭和33年9月15日に支給決定されているなど、一連の事務処理においても不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 2473

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 5 月 28 日から 35 年 9 月 24 日まで
私は、A社に勤務した期間について、社会保険事務所（当時）から脱退手当金を受給していると通知が来たが、脱退手当金を受給していない。納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日から約3年8か月後の昭和 39 年 6 月 3 日に支給決定されているところ、厚生年金保険被保険者手帳記号番号払出簿において、記載されている旧姓の「B」が二重線で消され、その上部に現姓の「C」が記入され、備考にゴム印で「39 年 5 月 26 日 氏名変更」と押されていることが確認できるとともに、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 4 月から 36 年 11 月まで

私は、昭和 35 年 4 月から 36 年 11 月まで A 区に所在する B 事業所又は C 事業所に勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたのに、厚生年金保険の加入記録が無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間において、A 区に所在する B 事業所又は C 事業所に勤務し、厚生年金保険料を給与から控除されていた。」と主張している。

しかしながら、オンライン記録によると、申立期間当時、「B 事業所」又は「C 事業所」及び A 区において当該事業所と類似する名称の厚生年金保険の適用事業所は確認できない上、D 県内において当該事業所と類似する名称の厚生年金保険の適用事業所について調査した結果、類似していた名称の事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は無い。

また、申立人は、当該事業所の元事業主及び元同僚の氏名の一部しか記憶しておらず、個人を特定することができないため、元事業主及び元同僚に聞き取り調査を行うことができず、当該事業所における申立人の勤務実態について証言を得ることができない。

さらに、オンライン記録によると、申立人は昭和 35 年 10 月 1 日に国民年金に加入し、36 年 4 月から同年 11 月までの 8 か月のうち 6 か月分の国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 5 月から 49 年 2 月まで

私は、昭和 46 年 5 月から 49 年 2 月末まで A 市に所在する B 事業所に勤務していたのに、この期間の厚生年金保険の加入記録が無いことは納得できない。調査して、記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 46 年 5 月から 49 年 2 月末まで B 事業所に勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていた。」と主張している。

しかしながら、オンライン記録において、当該事業所は厚生年金保険の適用事業所として確認できない上、当該事業所が所在していたとされる地域を管轄する法務局において商業登記の記録は確認できない。

また、申立人は、申立期間当時の事業主の氏名及び同僚の氏名を記憶していないことから、事業主等に聞き取り調査を行うことができず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について証言を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 4 月 1 日から 39 年 1 月 1 日まで
私は、昭和 37 年 12 月から 39 年 5 月まで、継続してA社に勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたのに、申立期間の厚生年金保険の加入記録が欠落していることは納得できない。調査して厚生年金保険の被保険者記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 37 年 12 月から 39 年 5 月まで、継続してA社に勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていた。」と主張している。

しかしながら、当該事業所の事業主は、「昭和 42 年以前の資料は保存していないため、申立期間当時の状況について不明である。」と回答しており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時、当該事業所に勤務していた複数の元同僚に申立人の勤務実態等について照会したが、当該事業所において申立人を記憶していた者は、申立人と一緒にA社で勤務していたとする申立人の弟のみであり、ほかに申立期間当時、当該事業所における厚生年金保険の適用状況及び保険料控除等の具体的な状況について証言を得ることはできない。

なお、オンライン記録によると、申立人は、当該事業所において昭和 37 年 12 月 1 日に厚生年金保険の資格を取得し、38 年 4 月 1 日に資格を喪失した後、B事業所において 39 年 1 月 1 日に資格を再取得し、同年 5 月 30 日に資格を喪失していることが確認できるが、申立人は、「B事業所において勤務した認識はない。」と供述している。

また、B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により複数の元同僚に申立人の勤務実態等について照会したところ、二人から回答を得たが、申立人を記憶していた者は申立人の弟のみであり、ほかに申立期間当時、当該事業所における厚生年金保険の適用状況及び保険料控除等の具体的な状況について証言を得ることはできない。

さらに、B事業所は既に適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主は、連絡先が不明であるため、申立期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について証言を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 8 月 3 日から 50 年 3 月 21 日

私は、昭和 48 年 8 月 3 日に、高校時代の友人が勤務していたA社に入社し、資格を取得した翌日から完全歩合制のB（職種）として、53年 11 月 20 日に退職するまで継続して勤務していたにもかかわらず、在籍期間中の 48 年 8 月 3 日から 50 年 3 月 21 日までの厚生年金保険の加入記録が無いことは納得できないので、調査して年金記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社における業務内容を具体的に供述していること及び元同僚の証言から、申立期間において当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、事業主は、「当社は経営者が代わっており、申立期間当時の従業員に関する資料を保管していないので、申立期間に係る申立人の勤務実態や厚生年金保険の加入状況等について確認することができず不明である。」と回答している。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において被保険者資格を有する 14 人に対して、当該事業所の当時の厚生年金保険の適用状況等を照会したところ、複数の元同僚が「B（職種）の給与体系は雇用形態によって2種類存在し、厚生年金保険に加入する場合と、加入しない場合があり、特に完全歩合制のB（職種）は厚生年金保険に加入していない場合があった。」と供述している。

さらに、当該事業所のB（職種）担当の管理副部長であった元従業員は、「どちらの給与体系にするかは、原則としてB（職種）本人の勤務実績を

見た上で事業所が決めていたが、本人が希望すれば、いずれかに変更することも可能であったと思う。」と供述している。

これらのことから判断すると、当該事業所は、B（職種）全員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなく、入社してから一定期間経過後に事業所の判断により加入させていたことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 3 月 1 日から 59 年 3 月 1 日

私は、昭和 58 年 3 月 1 日から 59 年 2 月末まで、A社（現在は、B社）C支店に勤務し、D（業務）を行っていたにもかかわらず、この期間が厚生年金保険に未加入とされていることは納得できない。調査して厚生年金保険の被保険者記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間においてA社C支店に勤務していた。」と主張している。

しかしながら、A社の元事業主及び同社の元支店長に照会したところ、「C支店は、A社の子会社であるE社C支店である。」と回答している上、オンライン記録によると、E社C支店は、昭和 60 年 12 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所になっており、申立期間は適用事業所になる前の期間である。

また、B社は、「当時の資料は保管されておらず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況については不明である上、C支店の存在についても確認することができない。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 3 月から 44 年 6 月まで

私は、昭和 43 年 3 月から 44 年 6 月まで、A 社の下請けであった B 事業所に勤務し、A 社内で作業をしていた。

申立期間について厚生年金保険の被保険者記録が無いことは納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間において、A 社の下請けであった B 事業所に勤務しており、厚生年金保険に加入していた。」と主張している。

しかし、オンライン記録では、当該事業所が所在したとされる C 区及び D 区並びに E 郡 F 町において、厚生年金保険の適用事業所として確認することができない。

また、申立人が氏名を挙げた申立期間当時の事業主は連絡先が不明であり、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について証言を得ることはできない。

さらに、申立人は、「当時の同僚 G 氏には、当該事業所での厚生年金保険の加入期間があると聞き、同じ職種の自分も被保険者であったはずである。」と主張しているが、オンライン記録によると、当該事業所において G 氏の厚生年金保険の被保険者記録は無く、申立期間は国民年金保険料の納付済期間であることが確認できる。

加えて、国民年金被保険者台帳によると、申立人は申立期間において国民年金保険料を納付していることが確認できる上、申立人は、「申立期間当時、国民健康保険証を使っていたと思う。」と供述していることから、申立人が申立期間において厚生年金保険の被保険者ではなかったことが推

認される。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。